

放課後児童支援員等に対する3%程度（月額9,000円）の処遇改善

令和3年度補正予算：109億円 ※いずれも内閣府予算計上

令和4年度予算案：1,748億円の内数

1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

- ※ 令和3年度補正予算（国10/10）により令和4年2月から9月の間子ども・子育て支援交付金とは別の補助金（国10/10）で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる（国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3）。

2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員（非常勤職員や公立の職員も含む。）。

- ※ 経営に携わる法人の役員である職員を除く。
- ※ 補助額は【補助基準額（月額）×賃金改善対象者数（非常勤は常勤換算）×実施月数】により算出する。
- ※ 実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※ 「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

3. 実施要件

① 令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当※により、補助額以上の賃金改善を実施。

- ※ 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。
- ※ 4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

② 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

4. 資金の流れ（イメージ）

